

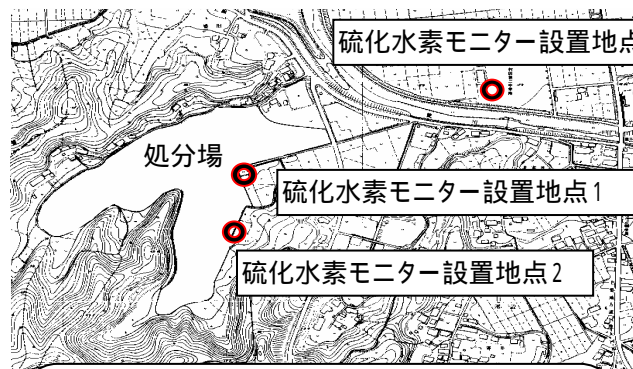
3 健康相談会のご案内(1月・2月)について

- 開催日時
[1月・第1回] 1月11日(木)午後1時30分から3時30分まで
[1月・第2回] 1月27日(土)午後1時30分から3時30分まで
[2月・第1回] 2月 8日(木)午後1時30分から3時30分まで
[2月・第2回] 2月17日(土)午後1時30分から3時30分まで
- 開催場所 村田町沼辺地区公民館
- 実施内容 医師、保健師等による問診を行います。
また、希望があれば内科診察を行います。
- 申込方法
・健康相談を希望される方は、開催日の前々日午後5時15分までに、下記の専用電話までお申し込みください。
なお、事前申込み者がいない場合には中止とさせていただきますので、御了承ください。
・相談時間は、お申し込み順に調整します。
・相談会の実施方法について、御意見・御希望がありましたら、専用電話に御連絡願います。

(問い合わせ先)
仙南保健福祉事務所 健康相談等専用電話0224-53-1520
(受付時間午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日、祝日を除きます。)

4 硫化水素モニタリングの測定結果(11月)について

- 測定期間 平成18年11月1日(水)から11月30日(木)まで
- 測定結果
3箇所の測定地点(下の地図をご覧ください。)で観測しています。
設置地点1: 処分場東側敷地境界(北側)
・硫化水素の最大濃度は0.020ppmでした。
その時は、無風の時に、午後7時台に1回観測されていました。
設置地点2: 処分場東側敷地境界(南側)
・硫化水素の最大濃度は0.005ppmでした。
その時は、無風の時に多く、夜間～朝方を主に計11回観測されていました。
設置地点3: 村田第二中学校
・硫化水素の最大濃度は0.025ppmでした。
その時は、無風の時に、午前1時台に2回観測されていました。



【地点3: 村田第二中学校内】
全測定回数 86,360回
人の感知限度以上の硫化水素濃度(0.006ppm)を超えて観測された回数 34回
(全測定回数の0.04%)
最大値 0.025ppm

【地点1: 処分場東側敷地境界(北側)】
全測定回数 86,358回
人の感知限度以上の硫化水素濃度(0.006ppm)を超えて観測された回数 118回
(全測定回数の0.14%)
最大値 0.020ppm

【地点2: 処分場東側敷地境界(南側)】
全測定回数 86,352回
人の感知限度以上の硫化水素濃度(0.006ppm)を超えて観測された回数 0回
(ありませんでした。)
最大値 0.005ppm

(問い合わせ先) 竹の内産廃処分場対策室 電話022-211-2691

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策 について県からのお知らせ 1月号

平成19年1月1日
宮 城 県

発行: 竹の内産廃処分場対策室
電話: 022-211-2691

新年明けましておめでとうございます。県政の推進につきましては、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年11月27日(月)に、地元の皆様への基本設計概要の説明と知事との意見交換会を開催し、御参加いただいた方々から様々な御意見を頂戴いたしました。お忙しい中ありがとうございました。



上空からみた現在の竹の内処分場
(平成18年12月7日撮影)

[今月号でお知らせする内容]

- 意見交換会の概要について
- 支障除去対策に係る基本設計概要について
- 健康相談会のご案内(1月・2月)について
- 硫化水素モニタリングの測定結果(11月)について

1 意見交換会の概要について

昨年11月27日に、地元住民の皆様への支障除去対策の概要説明及び村井知事との意見交換を行いました。その概要は次のとおりです。

- 日 時: 平成18年11月27日(月) 午後7時から午後9時まで
- 場 所: 村田町沼辺地区公民館 和室
- 出席者: 地元住民の皆様(31名)、村田町外の方(1名)、村田町及び宮城県等の関係者
- 概 要: 村井知事、佐藤町長からあいさつをいただき、県から処分場の支障除去対策の基本設計の概要等について説明した後、出席した住民の皆様との意見交換が行われました。
- 主な意見: 出された主な意見は、「全量撤去」「多機能性覆土の施工範囲や浸出水拡散防止対策の実施」「P&T工法の採用」「事業者及び排出事業者等の責任」「冠水対策」等についてでした。
県のホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。
URLアドレスは <http://www.pref.miyagi.jp/takenouchi/index.html> です。

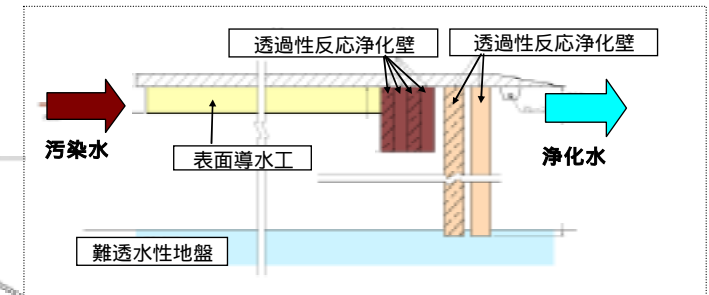
2 支障除去対策に係る基本設計概要について

- 支障除去対策工の概要:(裏面を参照ください。)
(1)雨水浸透防止対策…埋立地内部でガスが発生しやすい条件を助長しないよう、処分場内及び埋立地内部への雨水の浸透防止対策を行います。
場内の表面を整形し適正な排水勾配をとり、場内に雨水排水溝を整備して、速やかに雨水排除を行う。北側(町道側)に側溝を設置し、処分場の外周に沿って、自然流下で農道側の排水路に導入する。埋立地内で高濃度の硫化水素が確認される地点には、多機能性覆土を施工する。
(2)浸出水拡散防止対策…埋立地内部の水が、場外の周辺地下水を汚染することがないように、地下水の流れの下流側に拡散防止対策を行います。
地下水の流れの下流側に当たる処分場東側及び北側に、遮水性の地中連続壁を設置します。遮水壁の最下流部に浄化材を充填した浄化壁を設置し、場内の水が浄化壁を通過する時に汚染物質を吸着させます。
(3)モニタリング…埋立地内部の水が場外に浸出して周辺地下水に影響するおそれがないかどうかを把握するためのモニタリングをさらに強化して行います。
- 事業の進め方(予定):
町の御意見を踏まえ、国に実施計画書案を提出し、国の同意が得られた場合は、基本設計をもとにより具体的な設計(実施設計)作業に入ります。
実施設計…平成19年度前半に行います。
工 事…工事は、平成19年度後半から着手します。
まず最初に「雨水浸透防止対策」を行います。
「浸出水拡散防止対策」は、モニタリングを行い周辺等への拡散の状況を確認し、データをもとに専門家等の意見を伺うなど検討の上で実施します。
モニタリング…従来からの内容に一部メニューを追加して行います。

(問い合わせ先) 竹の内産廃処分場対策室 電話022-211-2691

支障除去対策に係る基本設計の概要(全体計画イメージ)

基本設計段階としての全体計画のイメージは、下図のとおりです。
 今後、この基本設計をもとに、関連する周辺の各種事業計画と調整を図りながら、実施に向けた詳細な設計を行った上で、工事に着手する予定です。



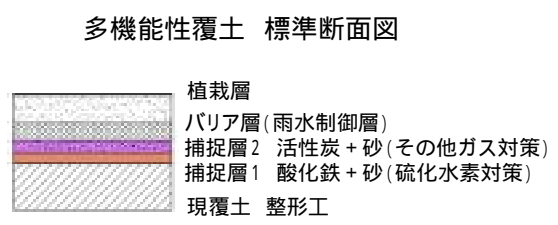
浄化壁
 2種類の浄化材を砕石と混合して充填した壁を設置します。
 場内の水が外に出るときに、この浄化壁を通り、浄化材に汚染物質が吸着し取り除かれることで、外部へ汚染物質が流出するのを防ぎます。
 場内地下の水の流れの速さが浅いところと深いところで違うので、2つのタイプ(浅い部分まで用+難透水性地盤(水がとりにくい地質の層)まで用)を設置します。

遮水壁
 遮水性のある地中連続壁を、地下水の流れの下流側である処分場東側及び北側に設置し、処分場内地下水が外部に拡散するのを防止し、また、場内地下水を浄化壁へ導く役目をもちます。

Q: 遮水壁の深さはどうするの?
 A: 難透水性地盤(水がとりにくい地質の層)の深さまで行います。

雨水排水工
 速やかに雨水が排除できるように、排水溝を整備します。
 場内を整形し排水勾配を適正にとること、雨水排水溝を設置することにより、廃棄物層への雨水の浸透を抑えます。

雨水排水工
 処分場北側の町道側に側溝を設置し、処分場の外周に沿って自然流下で、東側の農道側排水路に排水できるように整備します。
 この雨水排水溝の整備により、処分場内への雨水の流入を抑えます。



現在の覆土層と廃棄物層との境界面で100ppm以上の硫化水素が確認されている地点に、酸化鉄と活性炭の吸着層、雨水浸透防止層、植栽層の3層からなる覆土を行い、内部から押し上げられたガスを吸着し、地表面への放散を防止します。

Q: 他の部分はどうするの?
 A: その他の部分も、ガスの放散防止とともに、段差ができないよう、整形・覆土を行います。

遮水壁及び浄化壁を設置した場合に、場内の地下水位や水質、浄化壁の効果判定するためのモニタリング用の観測井戸を設置します。

